

果樹産地再生戦略プロジェクト会議設置要綱

(趣旨)

第1条 「果樹王国やまがた再生・強靱化協議会」において決定した取組みの効果的な推進を図るため、果樹産地再生戦略プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 プロジェクト会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本県果樹の産地再生・強靱化に向けた取組みに関すること
- (2) その他、果樹振興に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 プロジェクト会議委員は、別記に掲げる者をもって構成する。

- 2 プロジェクト会議に会長を置き、会長は山形県農林水産部長をもって充てる。

(会議)

第4条 プロジェクト会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があるときには、会議に関係者を出席させることができる。

(推進体制等)

第5条 プロジェクト会議は、第2条第1項の具体的な活動の展開を図るため、支援・助言を行う中核支援機関を、総合支庁ごとに「果樹産地再生戦略地域推進対策チーム」を置くことができる。

(事務局)

第6条 プロジェクト会議の事務を処理するため、事務局を山形県農林水産部園芸大国推進課に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、山形県農林水産部園芸大国推進課長をもって充てる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年2月10日から施行する。

別記

所 属	職 名	氏 名
山形県農林水産部	部 長	地 主 徹
山形県農業協同組合中央会	参 事	大 武 義 孝
全国農業協同組合連合会山形県本部	園芸部長	鈴 木 雅 昭
山形県 J A 園芸振興協議会	会 長	秋 場 尚 弘
山形県農業法人協会	副会長	矢 萩 美 智
Yamagata goodies	代 表	結 城 こずえ
株式会社鈴木農園	取締役	鈴 木 千 尋
山形県青果市場協会	会 長	二ノ戸長作